

森林を活かし 森林にいかされる 私たちの豊かな暮らし

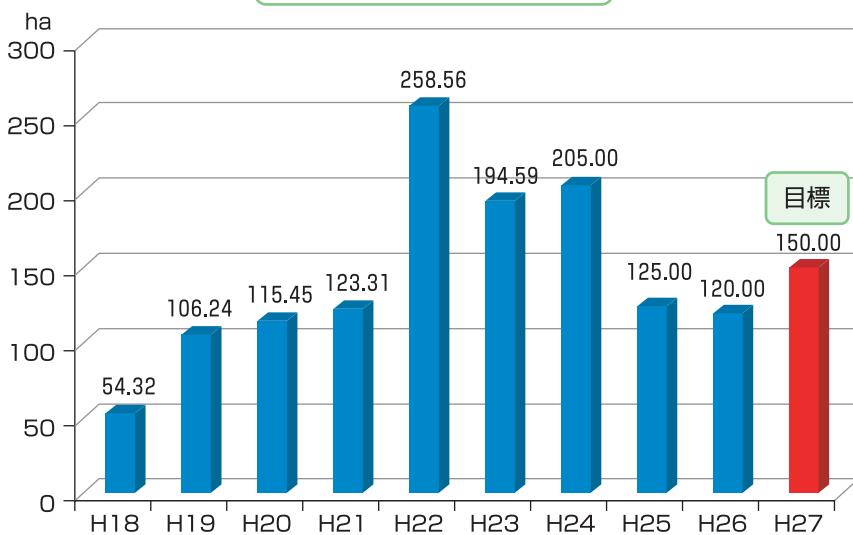
富士見町の約7割が森林です。森林は緑豊かな富士見町の自然を守り、水をきれいにし、土砂災害を防ぐなどのたくさんのたらきを持っています。

森林の大切なたらきを維持するために必要な作業が、「間伐」。間伐とは、樹木の混み具合に応じて間引きするため伐採し、残した木の生長を促す作業のことです。

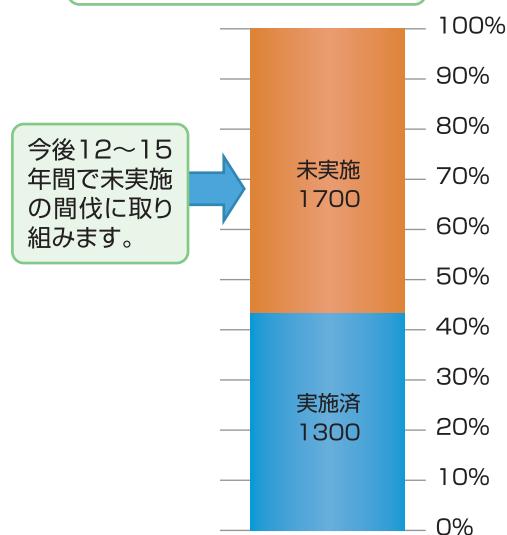
平成26年度には、町内の森林120haの間伐を実施しました。

町内には、植栽から45年～60年以上経過し、手入れが行われず放置されている森林が約1700haあります。今後も継続して森林整備を進めていき、平成27年度は150haの間伐を目標に取り組んでいます。

間伐面積の推移



間伐実施状況 (ha)



間伐のメリット

【水源涵養機能】 正しく管理することにより、裸地の約3倍の水分を吸収しきれいにします。

【二酸化炭素の削減】 森林は二酸化炭素を吸収するなど地球温暖化の防止になります。

【自然災害を防止】 間伐することで大きく根の張った樹木が育ち、土砂災害や風雪害に強くなります。

【木材生産】 良質な樹木を生産することができます。

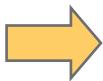
【保健・自然体験】 自然とのふれあいの場、憩の場を提供します。

【有害鳥獣対策】 森林の見通しが良くなると、鳥獣などが近寄らなくなります。

【自然景観を守る】 里山・森林の間伐により、町の美しい風景を未来へつなげます。



間伐前



間伐後



松枯れにご注意を

隣接する山梨県北杜市では松くい虫の被害が確認されています。町内にも赤松林が全体の17%（1313ha）があり、予防防除として松枯損木を伐倒駆除し被害の未然防止を図っています。赤松の松枯れを確認した場合は、役場産業課農林保全係まで連絡してください。



「伐採届」・「森林の所有者届」の提出を徹底願います。

町の森林整備計画区域の立木の伐採を行うときは、森林法の定めにより、面積、目的などにかかわらず、「伐採および伐採届の造林届出書」の提出が必要です。

森林整備計画区域の確認は、産業課農林保全係へお問い合わせください。

伐採届は伐採を行う日の30日～90日前までに提出してください。

また、新たに森林の土地を所有した場合は、平成24年4月から「森林の土地の所有者届」の届出が必要になりました。売買、相続などにより新たに山林を所有された日から、90日以内に届出をお願いします。



緑の募金協力ありがとうございます。

皆様のご協力により、町内で751,323円の募金が集まりました。このお預かりした募金は、全国の緑化推進や森林整備の費用に当てられ、その一部は、毎年各地区・集落への緑化木配布、「緑の少年団」活動の支援などに役立てられています。



問 産業課 農林保全係 ☎62-9222